

2021年1月12日

知的財産戦略本部 構想委員会 コンテンツ小委員会

デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース 提出資料

資料 1

音声・映像コンテンツ配信の 権利処理円滑化ニーズに対する当協会の対応

2021年1月12日

一般社団法人日本レコード協会

1. 音声・映像コンテンツ配信の権利処理円滑化ニーズに対する当協会の対応

音声・映像コンテンツ配信の多様化が進む中、当協会は、権利処理円滑化ニーズに応えるべく、レコード会社の基幹ビジネスとのバランスを図りながら、木目細かく対応している。

1. レコード送信可能化権の一任型集中管理

- ① 放送番組のネット配信
- ② 放送番組以外の一斉同時配信(ウェブキャスト等)

2. 舞台芸術配信を目的とするレコード利用許諾申請に関する協力

- ・EPAD(緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化支援事業)

3. コロナ禍における緊急の特別措置の検討

- ・ライブDJ配信におけるレコード利用

4. レコード会社専属アーティストに係る解放手続

- ① 放送番組のネット配信
知的財産戦略本部の主導により設置された関係者会合にて策定されたガイドライン(2010年3月)に則し、当協会が、見逃し配信に係る専属解放手続を一括受付
- ② J-LODlive対象公演のネット配信
音楽関係三団体からの協力依頼を当協会会員レコード会社に展開し、各社にて適切に対応

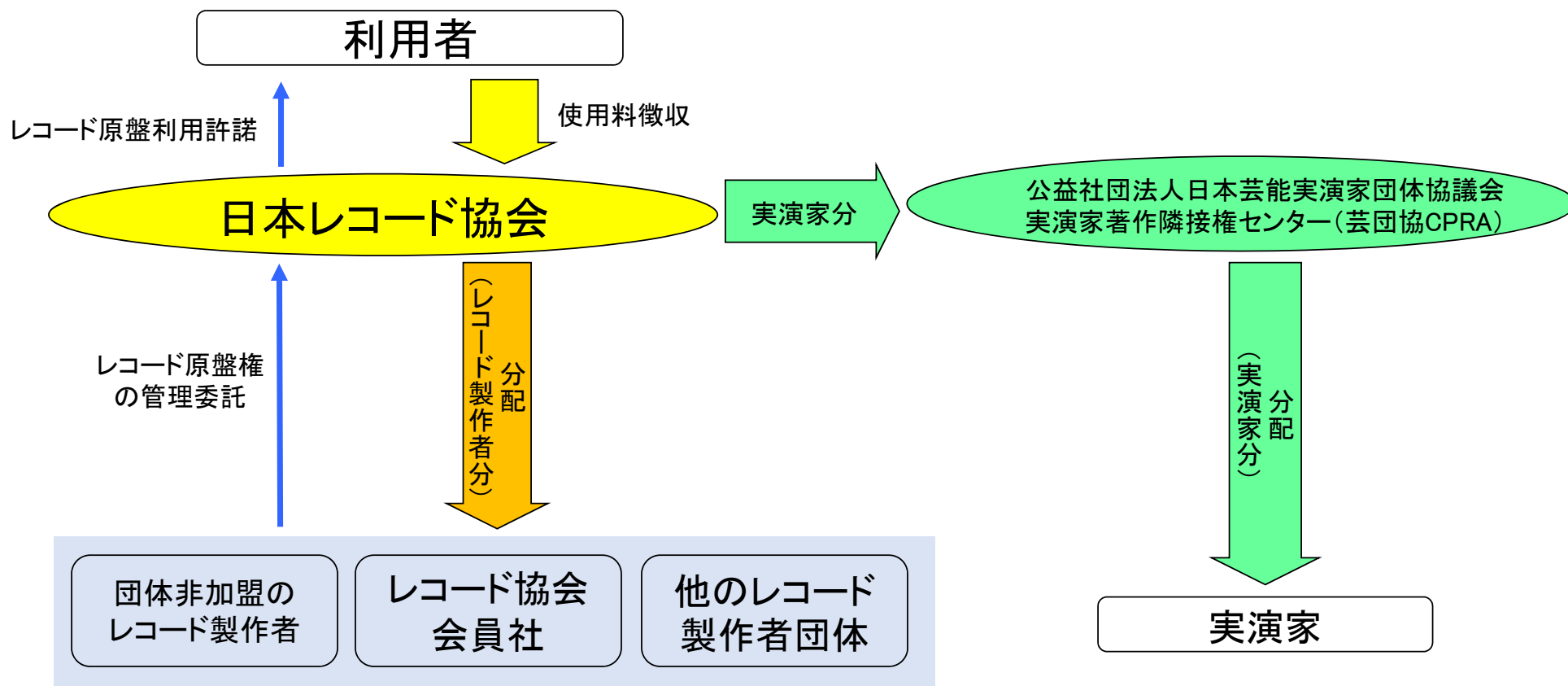
2. レコード送信可能化権集中管理の変遷

- 放送番組のインターネット配信について、2006年10月、レコード送信可能化権の集中管理を開始
- 放送番組の同時配信のほか、オンデマンド配信についても当協会がワンストップでライセンスを発行できる体制を構築
- 放送番組の海外展開を推進するため、2017年4月、海外地域でのテレビ放送番組配信についても、邦盤レコードの送信可能化権集中管理を開始
- 放送番組以外の映像・音声コンテンツの一斉同時配信(ウェブキャスト)等についても、2020年11月、レコード送信可能化権の集中管理を開始

配信コンテンツの種別		国内配信		海外配信
		一斉同時配信	オンデマンド配信	
放送番組	テレビ(映像)	2014年4月～	2006年10月～	2017年4月～
	ラジオ(音声)	2006年10月～	【民放ラジオ聞き逃し】 2018年7月～	管理対象外
非放送番組	映像	2020年11月～	【スポーツ映像見逃し】 2020年11月～	管理対象外
	音声	2020年11月～	管理対象外	管理対象外

3. ウェブキャストの許諾・分配フロー

レコード協会が、レコード製作者及び実演家の権利に基づき、一括してレコード原盤の利用を許諾し、使用料を徴収・分配



※2020年1月8日現在、544社から委託取付済(現在も委託取付け進行中)

4. ウェブキャストの集中管理範囲等

1. 管理対象とする配信形態

放送番組以外の音声・映像コンテンツの一斉同時配信
(ただし、スポーツ催事映像コンテンツについては、一斉同時配信の他、最長1年間の見逃し配信まで集中管理)

2. 許諾条件

- ・スポーツ催事映像コンテンツ以外の配信については、アメリカ著作権法114条の強制許諾要件を参考に、レコード使用曲数制限等を設定
- ・実演家の名誉声望/レコードの芸術的価値を損なうおそれのある利用、政治/宗教/広告宣伝目的の利用を制限

3. 許諾対象レコード

原則的に委託者の発売レコード全て(邦盤・洋盤)

5. ウェブキャスト集中管理の契約・許諾申請状況

1. 契約実績(仮承認を含む)

2020年12月23日現在、計6件の許諾実績(仮承認を含む)

【内訳】

(1)一斉同時配信

- ・インターネットラジオ
- ・単発イベントの映像配信(ファッション関係表彰式、ファン感謝祭、スポーツ競技会)

(2)一斉同時配信＋見逃し配信

- ・スポーツリーグ戦のマルチアングル映像配信

2. 事前相談の例

- ・舞台公演の映像配信
- ・スポーツ競技会の映像配信
- ・音楽トーク番組の音声配信
- ・エクササイズ用のBGM配信 など

6. ウェブキャスト集中管理に関する今後の検討課題

レコード会社の基幹ビジネスとの競合を避けつつ、利用者側のニーズや利便性を高めるために、集中管理の許諾条件・対象範囲を随時見直す予定

【見直し項目の例】

① 許諾条件の緩和

アメリカ著作権法の強制許諾を参考とした条件設定について、音楽配信ビジネスへの影響に留意しながら、緩和の検討実施

② スポーツ以外の映像コンテンツに係るオンデマンド配信の集中管理

レコード制作関係者の意に反するレコード使用映像が繰り返し視聴されることへの懸念がないコンテンツについて、集中管理範囲の拡大を検討